平成２６年（フ）第１４号
福岡県大野城市つつじケ丘４丁目９番24号Ｃ―201号
債務者　船津ゆり子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９号
福岡県糸島市富702番地10
債務者　藤本　幸信
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２４号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ２丁目６番304号
債務者　藤本　靖司
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３３号
福岡県糟屋郡宇美町貴船１丁目３番１号コーポ西村２号
債務者　鈴木　佳子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４０号
福岡県筑紫野市二日市南２丁目13番12―502号
債務者　橘　　直美（旧姓浅海）
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４１号
福岡県筑紫野市二日市南２丁目13番12―502号
債務者　牟田明日香
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４６号
福岡市博多区吉塚７丁目10番７―301号
債務者　高村　臣慶
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５３号
福岡県筑紫野市大字下見149番地10
債務者　安丸　幹俊
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５号
仙台市若林区荒町73番地の１　横山ハイツ202
債務者　武田　俊郎
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１５号
茨城県那珂市鴻巣2791番地５
債務者　高橋　篤史
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１６４号
滋賀県彦根市芹川町734番地12ラポー芹川301号、前住所神奈川県足柄下郡箱根町強羅1320番地の1025ハコネリラクゼーション
債務者　髙木　信子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１３８３号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地　向島市営住宅５－１棟904号
債務者　森川　祐生
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４９７号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北３丁目280番地大林ハイツ103号、従前の住所兵庫県姫路市別所町佐土468番地１アルデンレオパレス21　102号
債務者　中野　敬介
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５５２号
兵庫県加古川市野口町坂井76番地の22
債務者　萬治　克修
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５６１号
兵庫県加古川市尾上町口里420番地の６サウンドール加古川102号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町高畑157番地の16ライオンズマンション東加古川504号
債務者　森本　晴男
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５７６号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北２丁目221番地１―504、従前の住所兵庫県高砂市曽根町2880番地の８　104
債務者　遠藤　早苗
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１３号
兵庫県姫路市城北本町10番21―303号セントポーリア、従前の住所兵庫県たつの市新宮町大屋612番地
債務者　荒井　健人
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　神戸地方裁判所姫路支部